統合する際の条件について(案)

■ 先行審議項目

項目	案	考え方
資産	○ 市町村の水道事業に係る資産は、負債もあわせて企業団が無償で承継する。○ 自己水源については、市町村の意見を尊重する。	・ 企業団としては、市町村との統合により市町村水道事業を企業 団で実施することになるため、当該事業の実施に必要な資産は無 償で承継することとしたい。・ 自己水源については、危機管理面等でも重要である。
技能職員	企業団は、技能職員は持たない。※ ただし、企業団職員が行っている業務(浄水場の運転管理等 交替制業務)に従事している市町村の技能職員については、職 種変更の上、企業団が受け入れる。	・ 企業団は、「民でできるものは民に」の考え方のもと、府水道部の時代に技能職員及び外郭団体を廃止。・ 企業団としては、技能職員及び外郭団体は持たないこととした
外郭団体	○ 企業団は、外郭団体は持たない。	۷ ۰٫
土地の利活用	○ 水道事業で使用しないという判断及びその土地の売却については、<u>市町村と十分協議した上</u>、企業団が行う。○ 跡地利用に係る計画立案のイニシアティブは、企業団に資産を引き継いだ市町村が持つ。	・ 市町村との統合により企業団が承継した土地については、企業 団が売却を行うが、跡地利用に係る計画立案のイニシアティブに ついては、地域経済の活性化等の観点から、企業団に資産を引き 継いだ市町村が持つことが適当であると思料。

■ 継続協議項目

会計、施設整備水準、経営状況 等

各ブロックの意見交換会における主な意見

- 〇 橋下市長から提案のあった4つの項目(① 資産、② 技能職員、③ 外郭団体、④ 処分後の 土地の利活用)のみ先行議論し、その余の事項(会計、施設整備水準、経営状況 等)は継続協議と すべき。
- 特に3つの項目 (① 資産、② 技能職員、③ 外郭団体)については、これまでの企業団のスタンスを変えるべきではない。
- 統合の条件は、きちんと整理すべき。

最初にきちんと条件を整理し、その条件に合致すれば統合されるようにすべきだと思う。

統合条件に係る協議を安易に進めていくことは問題であると思うので、十分時間をかけて協議して 欲しい。

当面のスケジュール(案)

時 期	調整会議・検討委員会等	運営協議会等	備考
1月10日(木)		第 6 回総会 ・統合する際の条件の協議	
1月23日(水)	調整会議 ・技能職員の業務の委託手法、ガバナンスの仕組み		
1月 25 日(金)		42 市町村の首長会議 ・統合する際の条件の協議	
2月上旬	全体調整会議		
	・統合メリットの共有手法、工水、技能職員の業務の		
	委託手法、ガバナンスの仕組み 		 ※2月 14 日 企業団議会
2月中旬以降	第 4 回検討委員会		一、2771年日 正朱四峨五
	・統合する際の条件、統合メリットの共有手法、工水、		
	技能職員の業務の委託手法、ガバナンスの仕組み		
	43 市町村の首長会議		※調整がつかなければ、
	・統合する際の条件、統合メリットの共有手法、工水、		3月中に開催
	技能職員の業務の委託手法、ガバナンスの仕組み		
	・3月市町村議会で検討状況を報告		
	・議員定数、配分の協議・調整		
	(※企業団議会、議長会との調整を含む)		
	•		
平成 25 年度	調整会議·全体調整会議		※早ければ、6月議会の
	検討委員会・43 市町村の首長会議		提案に向けて4月中に
	・議員定数、配分、規約案、議会への提案時期		開催

竹山企業長と橋下市長とのやりとりの内容(43首長会議以降)

1. 確認事項

⇒ 府域一水道の推進の大前提として、次の表のA欄に記載の3点について、企業団 と統合する際の共通ルールとすることを 42 市町村長に確認してもらえるのならば、 大阪市は、B欄に記載の3点について異論を唱えない。

Α	 ① 水道局の資産は、企業団に無償で譲渡する。 ② 企業団は、技能職員を持たない。 ※ ただし、企業団職員が行っている業務(浄水場の運転管理等交替制業務)に従事している市町村の技能職員については、職種変更の上、企業団が受け入れる。 ③ 企業団は、外郭団体を持たない。 	
В	① 「府域一水道」については、期限を切らない。 ② 上記A欄・②・ただし書きに該当しない技能職員(約600名)については、大阪市の市長部局(例:大阪府環境衛生課)に派遣元を置いて、㈱大阪水道総合サービスに派遣した上で、大阪市がスリム化(非公務員化)を実施する。 ③ 企業団は、㈱大阪水道総合サービスを引き継がない。	

2. 橋下市長からの更なる提案(今後の検討事項)

(1) 随意契約について

- ① 大阪市以外の市町村で技能職員が従事する業務の比率に相当する分の業務については、㈱大阪水道総合サービスとの随意契約とすること。
- ② 随意契約期間 → 技能職員を保有する市町村が全て企業団と統合するまで。
- ③ 随意契約の発注主体
- (2) 水道事業で使用しない土地の処分後の利活用(柴島浄水場・上系及び旧扇町庁舎跡地) 跡地利用に係る計画立案のイニシアティブは、大阪市が持つ。